

○新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第4号

別表（第2条関係）

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額（各階層区分の上段が保育標準時間の認定を受けた場合、下段が保育短時間の認定を受けた場合の金額）		
		円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）	0	0	0
		0	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯	0	0	0
		0	0	0
第3	当該年度分の町民税課税世帯（所得割非課税世帯）	15,300	0	0
		15,100	0	0
第4	第1階層を除き、当該年度分の町民税9,000円未満	17,500	0	0
		17,300	0	0
第5	所得割課税世帯であつて、その所得割49,000円未満	19,500	0	0
		19,300	0	0
第6	額の区分が次の区分に該当する世帯	22,500	0	0
		22,200	0	0
第7	78,000円未満	24,300	0	0
		24,000	0	0
第8	97,000円未満	27,000	0	0
		26,600	0	0
第9	133,000円未満	33,300	0	0
		32,800	0	0
第10	175,000円未満	40,000	0	0
		39,400	0	0
第11	250,000円未満	51,300	0	0
		50,500	0	0
第12	301,000円未満	54,500	0	0
		53,700	0	0
第13	301,000円以上	72,000	0	0
		70,900	0	0

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育標準時間 新十津川町子ども・子育て支援法施行細則（以下「細則」という。）第3条第1項第1号に規定にする保育標準時間をいう。
 - (2) 保育短時間 細則第3条第1項第2号に規定する保育短時間をいう。
 - (3) 3歳未満児 満3歳に達する年度の3月31日までにある子どもをいう。
 - (4) 町民税所得割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定を除く。）をいう。
 - (5) 所得割額 保育を受ける子どもの属する世帯員の町民税所得割を合計したものをいう。
 - (6) 出生の最も早い者 戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条第2項第2号に規定する出生の年月日時分の最も早い者をいう。
 - (7) ひとり親世帯等 次に掲げる世帯をいう。
 - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものが属する世帯
 - イ 次に掲げる者が属する世帯
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の定めるところにより、療育手帳の交付を受けた者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の受給者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 2 この表における児童の年齢区分については、入所する年度の初日の前日現在の満年齢とする。
- 3 所得割額が57,700円以上の世帯について、小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、幼稚園、へき地保育所、特別支援学校幼稚部及び児童心理治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、当該子どものうち教育・保育給付認定子どもが出生の最も早い者から順次に数えて2人目以降の者であり、かつ、3歳未満児のときは半額とし、3人目以降の者であり、かつ、3歳未満児のときは無料とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、所得割額が57,700円以上169,000円未満の世帯であつて、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち教育・保育給付認定子どもが出生の最も早い者から順次に数えて2人目以降の者であり、かつ、3歳未満児のときは無料とする。
- 5 所得割額が57,700円未満の世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上い

る場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち教育・保育給付認定子どもが出生の最も早い者から順次に数えて2人目以降の者であり、かつ、3歳未満児のときは無料とする。

6 前3項の規定にかかわらず、ひとり親世帯等に属する世帯の所得割額が77,101円未満である場合における保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち、出生の最も早い者が教育・保育給付認定子どもであるときの当該教育・保育給付認定子ども 次表に定める額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額(各階層区分の上段が保育標準時間の認定を受けた場合、下段が保育短時間の認定を受けた場合の金額)		
		円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)	0	0	0
		0	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度分の町民税非課税世帯	0	0	0
		0	0	0
第3	当該年度分の町民税課税世帯(所得割非課税世帯)	7,150	0	0
		7,050	0	0
第4	第1階層を除き、当該年度分の町民税所得割課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	8,250	0
		77,101円未満	8,150	0
第5		9,000	0	0
		8,900	0	0

(2) 前号の教育・保育給付認定子ども以外の教育・保育給付認定子ども 無料